

# 気候変動対策における二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism : JCM) による投融資の促進 (3)

## (全3回シリーズ)

公益財団法人地球環境センター  
日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA)

このシリーズでは、JCM の概要、金融機関による活用方法、最近の話題を 3 回にわたって報告しております。

### 2025 年度 JCM シンポジウムと民間 JCM

2026 年 3 月 11 日に「2025 年度 JCM シンポジウム及び個別相談会」が開催されました (以下、「シンポジウム」と言います)。その資料の掲載場所は次の URL のとおりです。

[https://gec.jp/jcm/jp/news/jcm2025symposium\\_info/](https://gec.jp/jcm/jp/news/jcm2025symposium_info/)

シンポジウムでは JCM 設備補助事業のみならず、いわゆる民間 JCM にかかわる話題も多く扱われましたので、本シリーズ第三回(最終回)では民間 JCM を説明申し上げます。

いわゆる民間 JCM とは、「民間資金を中心とする JCM プロジェクト」の短縮形であり、具体的には、日本の民間企業が JCM パートナー国での気候変動対策プロジェクトの事業費の資金を調達するにあたり、日本政府の補助金 (例：環境省の JCM 設備補助事業) を活用せず、民間資金のみで実施する JCM プロジェクトであります。民間 JCM では日本の民間企業が日本側に配分されるカーボンクレジットを取得することができますので、それを自社の GHG 削減目標達成や市場取引に活用することが可能です。

### 民間 JCM と JCM 設備補助事業の比較

2026 年 2 月 20 日時点での JCM プロジェクト件数は 297 件、そのうち JCM 設備補助事業案件数は 255 件と報告されています。そこで、JCM 設備補助事業 (以下「設備補助」と言います) と民間 JCM を比較すると、両社の最大の差異は、設備補助では国際コンソーシアム(本シリーズ第一回を参照ください)が補助金の交付を受けることで民間による投資額を減らしたい、という意図がコンソーシアムを構成する事業者にある一方、民間 JCM ではクレジットを取得し、それで自社排出量をオフセットしたり売却収入を得たりしたい、

という意図が日本側事業者にあることです。さらに、設備補助では公募要領等に沿った様々な制約があります。その中には、同事業の財源がエネルギー特別会計であるため、エネルギー起源 CO2 を削減 GHG の対象に含むプロジェクトでなければならないというものがあります。民間 JCM では、エネルギー起源 CO2 を含むという制約がありません。その他の主要点を含めた単純比較を表に示すと次の通りです。

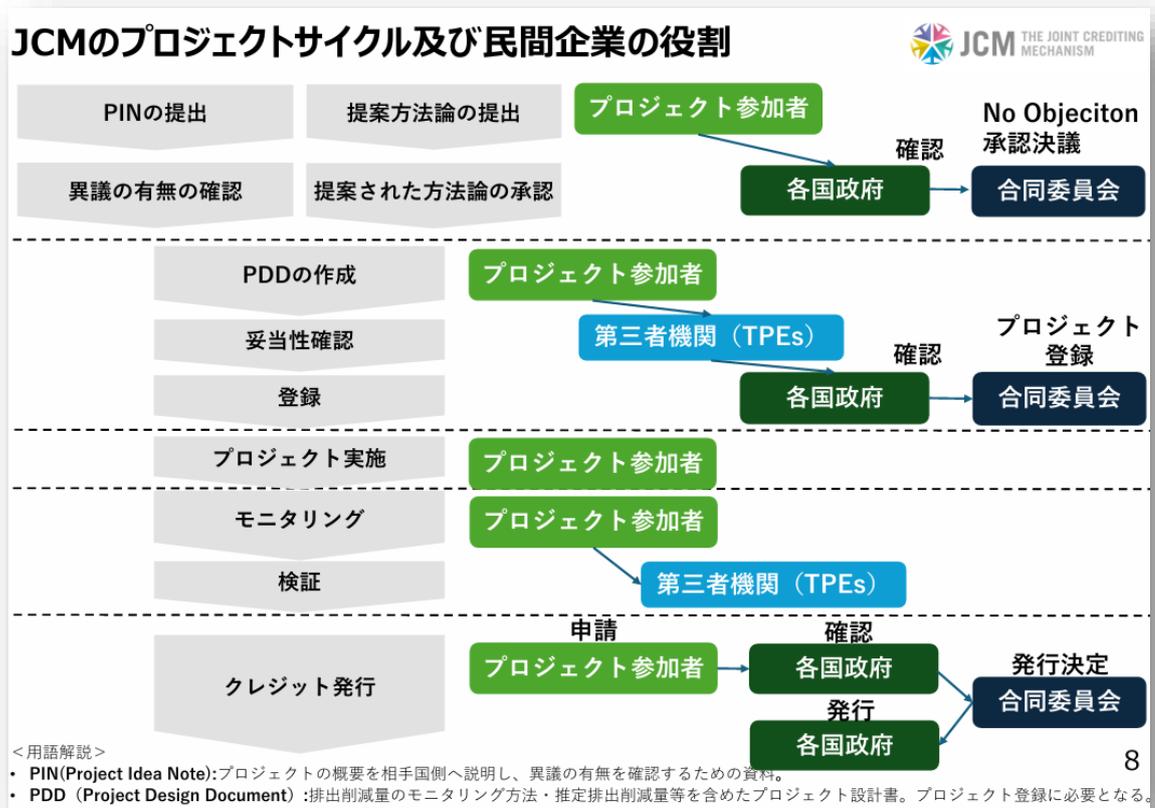
1. 民間JCMとは 環境省JCM設備補助事業との単純比較		
	民間JCM	環境省のJCM設備補助事業
事業者の意図	クレジットが欲しい（オフセット、売却）	補助金が欲しい（初期投資負担減）
適用ルール	パリ協定（特に6.2条）、二国間協力覚書、ルール&ガイダンス	左記に加えて、補助金適正化法/適正化法施行令/交付要綱/実施要領、交付規程
エネルギー起源CO2	含む必要なし	必要あり（エネルギー特別会計）
資金提供	民間資金	民間資金+補助金（制約あり）
資産管理義務	N/A	法定耐用年数期間は資産管理義務
費用対効果	N/A	4,000円/tCO2以下
クレジット期間	10年固定または5年間の最大2回更新（計15年） ※森林系プロジェクトについては別途規定	10年固定
スケジュール	日本政府から相手国へPIN送付後に機器調達・建設	単年度予算、交付決定後の発注、原則3年以内（必要なら繰越）
手続き	ルール&ガイダンスに規定されたMRVの手続き MRV手続きについては事業者が実施	左記に加えて、補助金申請手続き、予算繰越手続き MRV手続きについては日本政府が支援
クレジット配分	民間事業者が申請、取得 相当調整をしてもなお相手国にメリットある	日本の貢献分を日本政府が全量取得 相当調整をしてもなお相手国にメリットある
分野	現状では、自然ベース（NbS）が多い	主に技術ベース（再エネ、省エネ、エネルギー有効利用等）
提案事業者	総合商社、デベロッパー、スタートアップ等	メーカー、再エネ企業、コンサル、総合商社等

最大の差異である、補助金とクレジットとを比較すると、どちらを獲得することが経済的に有利でしょうか？設備補助で交付される1トン CO2 当たりの補助金額は、費用対効果という言葉で上限額が示されており、最大 4000 円/tCO2 です。費用対効果の上限は技術や類似技術の国別累積件数によって異なります。詳しくは GEC サイトの「公募情報」ページのなかに公開されている公募要領をご覧ください。<https://gec.jp/jcm/jp/kobo/>

JCM クレジットの市場での価格形成の実績はまだありません。ところで、シンポジウムでは経済産業省より「経済産業省による国内炭素市場の形成と JCM との接続の取組」として、2026 年 4 月より CO2 の排出量取引制度が法定化されること、排出枠の過不足分を GX-ETS で売買することができること、その価格安定化措置として排出枠（クレジットそのものではないことにご留意ください）の上下限価格をそれぞれ 1,700 円/tCO2、4,300 円/tCO2 と設定すること、2027 年度以降の上下限価格は、前年度の価格に価格上昇率（3%+物価上昇率）を乗じて決定されること、同制度で J-クレジットと JCM クレジットが使用可能であることが説明されています。詳しくは、シンポジウムの同省資料や同省

の HP をご覧ください。

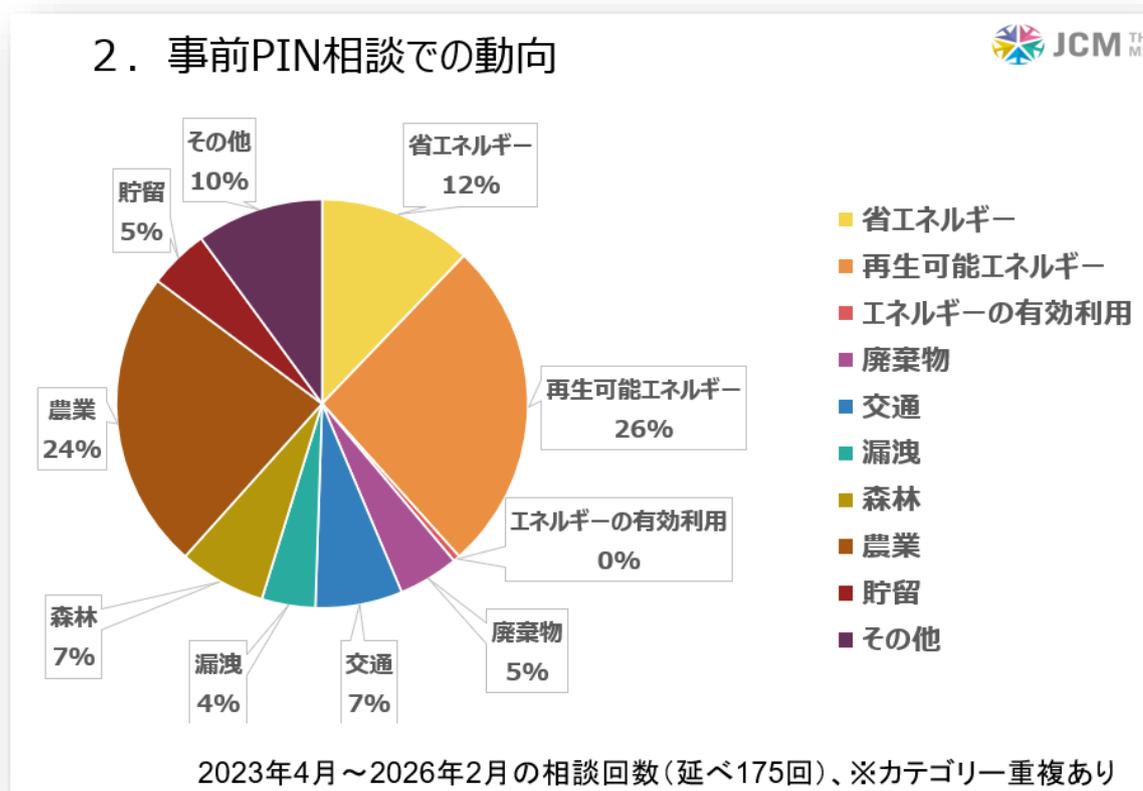
現金化のタイミングについては、補助事業では補助金は補助対象設備が設置され補助金支払請求が GEC に承認されれば交付されます。一方、民間 JCM ではまずクレジットが発行されるまでに相応の期間を経る可能性があります。JCM のプロジェクトサイクルにおいて、PIN (Project Idea Note) に対するパートナー国 JC 事務局から NO(No Objection)を得ることができてから、GHG 排出削減量の MRV (測定・報告・検証) を進め、クレジットを発行するまでのステップを経る必要があります。JCM プロジェクトサイクルと民間企業の役割について、シンポジウムで環境省は次の資料で説明しています。



## 事前 PIN 相談での民間 JCM の動向

JCMA では、民間 JCM の PIN をパートナー国 JC 事務局へ送付する前の PIN 事前相談を受けています。事前相談は JCMA として指定される前の 2023 年 4 月に開始し、今年 2 月までで延べ 175 回の相談を行っています。175 件の分野別内訳は次葉のグラフの通りであり、省エネルギー、再生可能エネルギー案件も多いものの、農業が 1/4 程度を占めています。その多くは水田 AWD (Alternate Wetting and Drying) と呼ばれる間断かんがい技術プロジェクトに関する相談です。これに森林、廃棄物、漏洩、貯留も含めると 45% を占

めます。民間 JCM には事前相談件数ベースで、NbS（Nature Based Solutions）と呼ばれる案件やプロジェクトの売上収入が限られる案件が多数あるといえます。



## JCM 適用基準

民間 JCM の案件カテゴリーが設備補助に比して広いところ、どのような案件が JCM 案件となり得るかについて、2025 年 12 月 8 日、環境省、経済産業省、農林水産省、および JCMA は、JCM 適用基準を発表しました。詳しくは次の URL からご覧ください。

[https://gec.jp/jcm/agency/JCM\\_application\\_criteria\\_ja.pdf](https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf)

JCM 適用基準は 4 項目からなり、第 1 項は追加性、第 2 項は機器や設備の調達時期と PIN 送付の関係、第 3 項は森林・農業・土地利用分野は適用基準記載の限りではないこと、第 4 項は日本の貢献に関する基準を定めています。

第一項の追加性とは、提案するプロジェクトはクレジットというインセンティブが真に必要であること、クレジットが得られなければ事業が成り立たないことを意味します。クレジットなしに商業ビジネスとして成立するプロジェクトは、「追加的」な CO2 削減ではないという評価をされ、JCM プロジェクトとして認められません。第二項では、民間 JCM での機器調達契約締結や設備の建設開始は、JCMA に PIN を送付した日ではなく、日本政府を通じて相手国政府に PIN を送付した後である必要がある、とされています。

## 方法論開発支援制度

民間JCMでは、NbSのような新しい分野のプロジェクトが提案されるところ、そのプロジェクトのGHG(CO2)排出削減量の推計方法、すなわち方法論は、これまでにないものである可能性があります。その場合、事業者は自ら方法論を開発し、日本とパートナー国のJC事務局の承認を得る必要があります。経済産業省はJCM実現可能性調査(FS)事業等を通じて支援しているとのことです。また、農業分野のJCM方法論開発については、農林水産省は、農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行(ADB)拠出金制度を設けたり、農業分野の脱炭素技術の海外展開支援対策委託事業において、実現可能性調査やJCM方法論案等の作成を支援したりしているとのことです。詳しくはシンポジウムでの各省のスライドをご覧ください。

## 方法論開発とJCM Global Match

事業者自らが方法論開発をするにあたり、その支援をするコンサルティング会社を見つめたり、複数の事業者が共同で方法論を開発するグループを組成したりするためのツールとして、JCMAはシンポジウムでJCMに特化したビジネスマッチングサイトであるJCM Global Matchの利用が可能であることを報告しました。その概要は以下の通りです。

### 6. JCM Global Matchでのマッチング機能

1. JCM Global Matchは、JCM案件組成に必要な国際コンソーシアムのパートナー探しに特化した、無料のビジネスマッチングサイトです。
2. 民間JCMを含め、JCM全般の案件形成を検討されている方にご活用いただけます。日本の代表事業者、JCMパートナー国の共同事業者、JCM事業に詳しいコンサルタント、資金提供する金融機関等が、相互に相手を探ることができるウェブサイトです。
3. このたび、方法論開発支援をするコンサルタントのリストに移移するバナーをHPに設置しました。ご登録後、クリックして気に入ったコンサルタントにマッチングリクエストを出してみてください。
4. 他社と共同で方法論開発することをご検討の方は、Open Discussion機能でグループを自ら組成するか、次のメアドへお問い合わせください。
5. JCM Global Matchに関するお問い合わせ：  
[jcm-gm@gec.jp](mailto:jcm-gm@gec.jp)



参考：JCMA HP：<https://gec.jp/jcm/agency/>